

鳥取県緊急被ばく医療計画

平成25年3月

鳥 取 県

目 次

第1章 総則

1 目的	1
2 計画の位置づけ	1
(1) 計画の根拠	1
(2) 計画の範囲	1
3 計画の対象	1
4 計画の改正	1

第2章 緊急被ばく医療体制の整備（平時の準備）

1 緊急被ばく医療体制の確立	2
(1) 初期被ばく医療機関及び二次被ばく医療機関の指定	2
(2) 広域災害・救急医療情報システムの整備	2
(3) 医療救護班の整備	2
(4) 原子力災害時の搬送体制の整備	2
(5) 広域的医療体制の整備	3
(6) スクリーニング検査実施体制の整備	3
(7) 心身の健康相談体制の整備	3
2 緊急被ばく医療設備等の整備	3
(1) 緊急被ばく医療設備の整備	3
(2) 医薬品等の確保	3
(3) 安定ヨウ素剤の備蓄	4
3 人材育成等	4
(1) 人材の確保及び育成	4
(2) 訓練の実施	4

第3章 緊急被ばく医療体制（緊急時の対応）

1 緊急被ばく医療体制	5
(1) 緊急被ばく医療体制	5
(2) 医療救護対策本部の設置	5
(3) 医療救護対策支部の設置	6
(4) 国への要請等	6
2 緊急被ばく医療措置	6
(1) スクリーニング検査	6
(2) 被ばく医療機関等における医療措置	6
(3) 被ばく患者の搬送	7
(4) 被ばく医療機関及び搬送機関等における汚染及び被ばくの防止	8
(5) 緊急被ばく医療の情報の共有化	8
(6) 安定ヨウ素剤の服用	8

第1章 総則

1 目的

この計画は、島根原子力発電所の事故に伴い原子力災害が発生した場合、総合的な判断と統一された見解に基づき医療措置を行うことが重要であることから、緊急被ばく医療体制を確立し適切な緊急被ばく医療活動の実施により、住民及び原子力事業所の従業者の生命、身体を原子力災害から保護することを目的とする。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の根拠

この計画は、鳥取県地域防災計画に基づくものであり、この計画に定めのない事項は、鳥取県地域防災計画の規定に準拠する。

(2) 計画の範囲

この計画は、島根原子力発電所の事故に伴う原子力災害対策のうち、緊急被ばく医療について、平時における体制整備及び災害発生時の医療活動について定めたものである。

3 計画の対象

この計画は、鳥取県、県内の市町村、県内の関係する機関、団体、事故発生時に県内で活動する機関等を対象とする。

4 計画の改正

この計画は、鳥取県地域防災計画、関係法令・規定等の見直しが行われた場合及び新たな知見が得られた場合は、見直しを行う。

第2章 緊急被ばく医療体制の整備（平時の準備）

1 緊急被ばく医療体制の確立

原子力災害に係る専門的な医療の知識、資機材の取扱いが必要など緊急被ばく医療体制の充実が必要なことから、初期、二次及び三次被ばく医療体制、広域的医療体制及び住民に対する心身の健康相談体制の整備を図る。なお、体制整備に当たっては、島根県からの原子力事業所の従事者等の受入も想定されることから、島根県と連携し体制の確立を図る。

（1）初期被ばく医療機関及び二次被ばく医療機関の指定

県は、緊急被ばく医療機関として、初期被ばく医療機関及び二次被ばく医療機関を指定する。

ア 初期被ばく医療機関においては、次の機能を有するよう整備するものとする。
(ア) 汚染の有無にかかわらず、一般の救急診療の対象となる傷病への対応を含む初期診療を行う。

(イ) 体表面の汚染検査を行う。
(ウ) 汚染がある場合は、ふき取りや脱衣等の簡易な除染や救急処置が行える。
(エ) 負傷の程度に基づく被ばく医療機関への搬送判断を行う。

イ 二次被ばく医療機関においては、次の機能を有するよう整備するものとする。

(ア) 初期被ばく医療機関で対応が困難な被ばく患者に、線量測定、除染処置及び専門的な医療対応を、必要に応じて入院診療により行う。
(イ) 体表面、頸部、甲状腺等の線量評価を行う。
(ウ) 被ばく線量や負傷の程度に基づく他の医療機関への搬送判断を行う。

（2）広域災害・救急医療情報システムの整備

県は、災害時において、医療機関の稼動状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保、医薬品等の備蓄状況等、災害医療に係る総合的な情報収集及び提供を行う広域災害救急医療情報システムを活用するとともに、県、医療機関、搬送機関並びに広島大学、放射線医学総合研究所、被ばく医療に対応可能な国立大学附属病院（以下「放射線障害専門病院等」という。）のネットワーク化を図るものとする。

（3）医療救護班の整備

県は、医療救護班を円滑に派遣する体制を整えることとする。

（4）原子力災害時の搬送体制の整備

傷病者等の搬送が迅速かつ円滑に行われるとともに、搬送機関及び搬送される医療機関に必要な情報が的確に伝達される体制を整備することとする。

①搬送経路の確保

県は、搬送手段を所有している関係機関と連携し、傷病者、医療救護班等医療スタッフ及び医薬品等の医療用物資等の原子力災害時に係る搬送体制を整備するものとする。

特に、原子力災害時においては、ヘリコプターによる搬送が効果的であることから、県消防防災ヘリコプター、自衛隊等が所有するヘリコプターの運用について関係機関等と連携を図るものとする。

② 通報連絡体制の整備

県、搬送機関及び医療機関等は、原子力災害時における被ばく及び汚染を伴う患者（以下「被ばく患者」という。）が発生した場合の通報連絡様式をあらかじめ統一的に定めるものとする。

③ 協力体制及び情報交換

被ばく患者の搬送に備えて、県、搬送機関及び医療機関等は、日頃から訓練を通じて、関係機関相互の協力体制を整えることとする。

また、県、搬送機関及び医療機関等においては、搬送用資機材等の整備について相互に情報交換を行い、被ばく患者の搬送等に当たって、緊急被ばく医療の専門家から助言を得られる体制を整備するものとする。

（5）広域的医療体制の整備

県は、原子力災害の広域性及び本県の地域性を考慮し、他府県等と協力した広域的医療体制の整備を図るものとする。

（6）スクリーニング検査実施体制の整備

- ア 県は、避難住民に対するスクリーニング検査に備え、関係機関等と日頃から訓練等を通じて、関係機関相互の協力体制を整えることとする。
- イ 県は、検査に必要な放射線測定資機材等の維持・整備に努め、これらの操作を行う者の確保と研修、訓練を行うものとする。
- ウ 県は、避難指示等が出されることが想定される住民等に対し、あらかじめ、事故発生時の被ばくを避けるための注意事項等について啓発を行う。

（7）心身の健康相談体制の整備

県は、国及び市町村とともに、避難住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するものとする。

2 緊急被ばく医療設備等の整備

（1）緊急被ばく医療設備の整備

県は、被ばく医療機関等と連携し、原子力災害時における緊急被ばく医療に対応するため、国から整備すべき医療資機材等に関する情報を受け、放射線測定資機材、除染資機材、応急用救護用資機材、医療資機材等の維持・整備に努めるものとする。

（2）医薬品等の確保

県は、医療救護班等が行う医療活動実施のために必要な医薬品やその他医療救護に必要な医薬品及び衛生材料を円滑に供給できるよう、医薬品等卸売業者等から必要な医薬品等を確保する体制を整えることとする。

（3）安定ヨウ素剤の備蓄

県は、原子力災害時において、住民を放射性ヨウ素による甲状腺被ばくから防護するため、屋内待避から避難区域外に移動するまでの間、UPZ圏内の住民が服用するのに必要な量の備蓄を行い、迅速な配布体制を整備する。必要量の算定に当たっては、住民避難計画と整合がとれた量とする。

3 人材育成等

（1）人材の確保及び育成

県は、被ばく患者の発生に適切に対応するために、被ばく医療に関する知識と技術を備えた医療関係者の確保に努めるものとする。また、医療関係者等の研修を定期的に行い、人材の育成に努めるものとする。

（2）訓練の実施

県は、搬送機関、医療機関等と連携し、救急処置を必要とする被ばく患者に対する措置等の訓練を行うものとする。

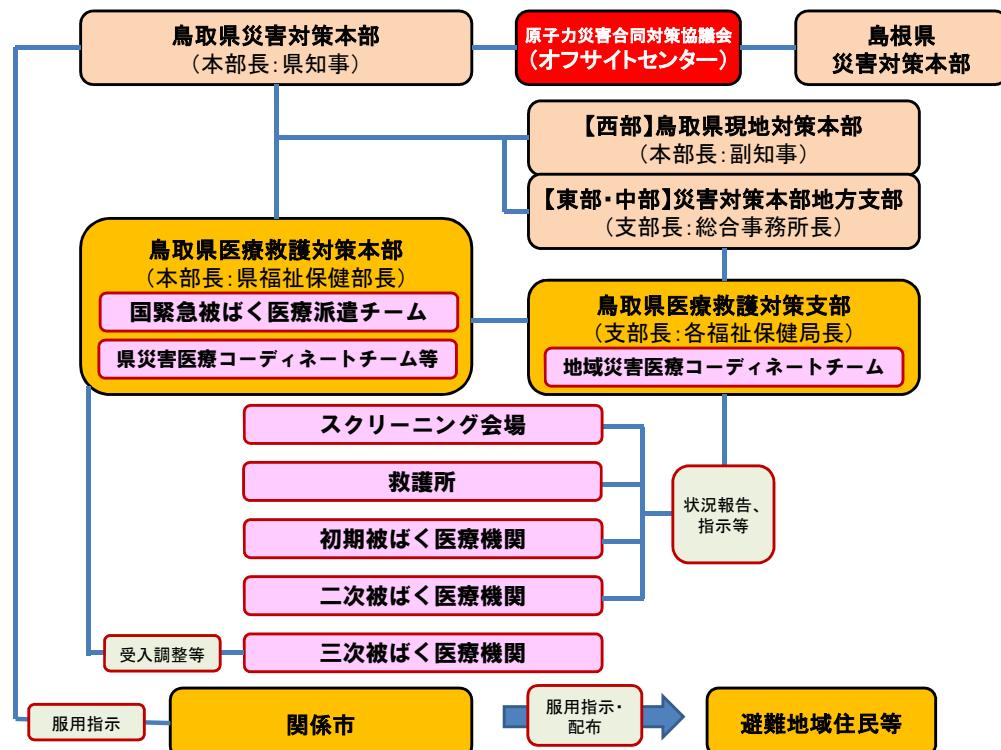
第3章 緊急被ばく医療体制（緊急時の対応）

1 緊急被ばく医療体制

（1）緊急被ばく医療体制

原子力災害時には、図1のような組織を整備し、実効性の向上に努めるものとする。

図1 緊急被ばく医療体制



（2）医療救護対策本部の設置

県は、県災害対策本部を設置したときは、関係医療機関等との密接な連携を図りつつ総合的な判断と統一された見解に基づく医療活動等を実施するため、県災害対策本部のもとに県医療救護対策本部を設置する。

ア 緊急被ばく医療派遣チーム

国から派遣される放射線障害専門病院等の医療関係者からなる緊急被ばく医療派遣チームは、県医療救護対策本部の構成員として、被ばく患者（被ばくしたおそれのある者を含む）に対する診断及び処遇について、現地医療関係者等を指揮とともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。

イ 県災害医療コーディネートチーム

県は、県医療救護対策本部のもとに、各災害医療関係機関の長から推薦され県に登録された「県災害医療コーディネータ」を招集し、「県災害医療コーディネートチーム」を設置し、医療救護班の派遣調整等を行うものとする。

（3）医療救護対策支部の設置

県は、県災害医療救護対策本部を設置したときは、関係医療機関等との密接な連携を図りつつ総合的な判断と統一された見解に基づく医療活動等を実施するため、各圏域に県医療救護対策支部を設置する。

ア 地域災害医療コーディネートチーム

県は、県医療救護対策支部のもとに、各災害医療関係機関の長から推薦され県に登録された「地域災害医療コーディネータ」を招集し、「地域災害医療コーディネートチーム」を設置し、医療救護班の配置調整等を行うものとする。

（4）国への要請等

ア 県災害対策本部は、国に対し、緊急被ばく医療チームの派遣及び放射線障害専門病院等へ被ばく者の受入れの要請を行うものとする。

イ 県医療救護対策本部は、必要に応じ、専門医師の派遣等、緊急被ばく医療に関する外部専門機関の協力を国に要請するものとする。

2 緊急被ばく医療措置

（1）スクリーニング検査

県はスクリーニング会場を設置し、避難住民を対象に放射性物質の体表面汚染の有無を確認するとともに、必要に応じて簡易な除染を行い、住民の不安の軽減・解消に努める。

一定量以上の汚染の残存する被ばく患者を、二次被ばく医療機関に搬送する。

具体的な実施方法等については、別に定める「避難住民等に係るスクリーニング検査マニュアル」によるものとする。

（2）被ばく医療機関等における医療措置

ア 救護所

県及び市町村が設置する避難所等に必要に応じて救護所を設置し、傷病者の応急処置を行うものとする。

イ 初期被ばく医療

初期被ばく医療機関では、避難所等から搬送されてくる傷病者等及び直接来院する汚染の恐れのある傷病者等外来診療を行うものとし、体表面の汚染検査、ふき取り等の簡易な除染や救急処置を行うものとする。

ウ 二次被ばく医療

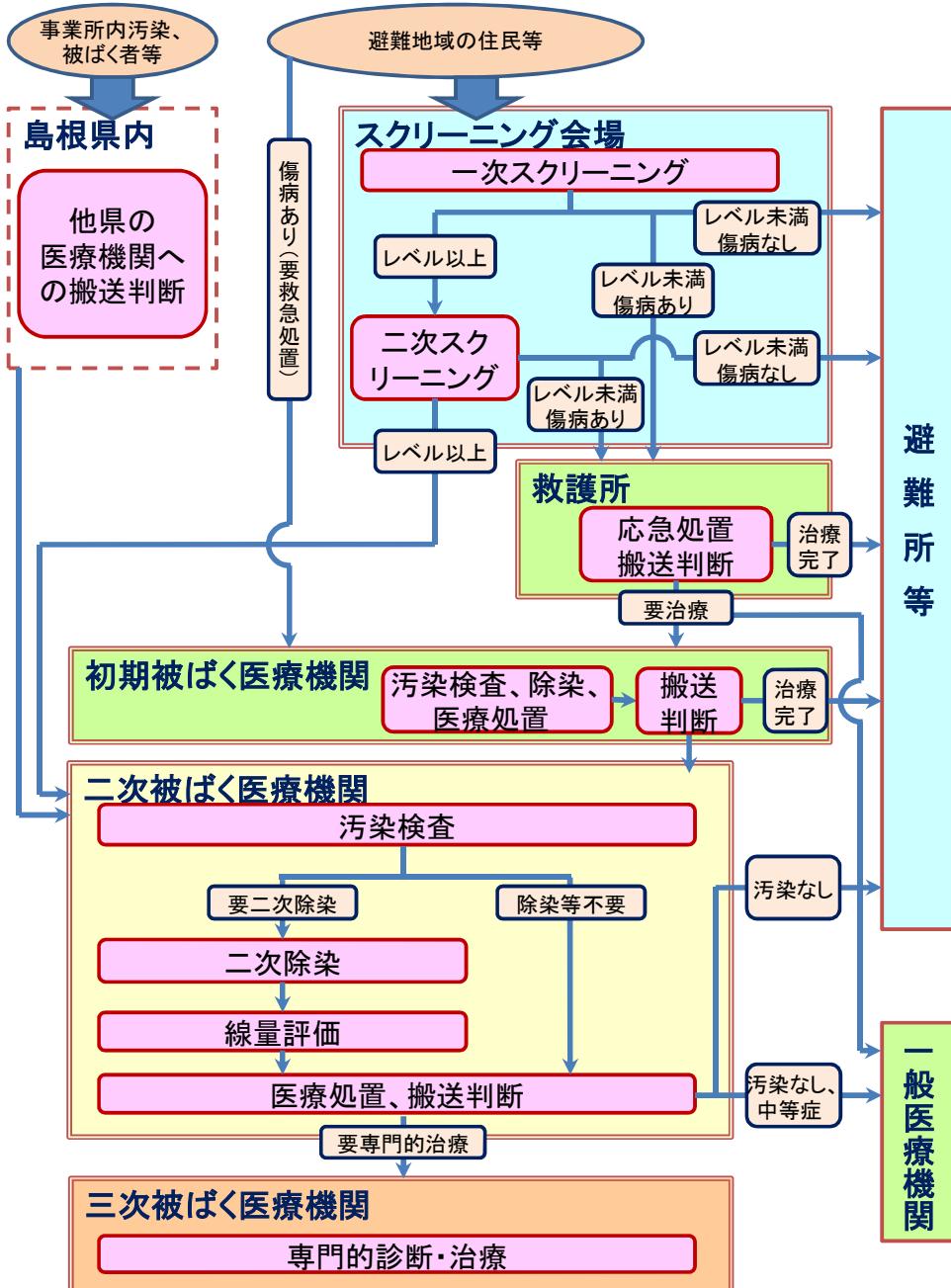
二次被ばく医療機関は、緊急被ばく医療派遣チームの専門家と協力して、汚染の残存する被ばく患者または相当程度被ばくしたと推定される被ばく患者の入院診療を行うものとする。

二次被ばく医療機関においては、被ばく患者の診療、合併損傷の治療を行うとともに、除染室を用いた細密な除染、ホールボディカウンタ等による被ばく線量の測定、血液・尿等の生体試料による汚染状況および被ばく線量の測定、高線量被ばく患者、内部被ばく患者等に対する治療を行う。

エ 三次被ばく医療

二次被ばく医療機関等での医療処置の結果、さらに放射線被ばくによる障害の専門的治療が必要とされる高線量被ばく患者や重篤な内部被ばく患者等については、西日本ブロックの三次被ばく医療機関である広島大学または三次被ばく医療機関である放射線医学総合研究所に搬送し、治療を行う。

図2 被ばく医療処置の標準的なフロー



(3) 被ばく患者の搬送

ア 医療機関への搬送

被ばく医療機関等に搬送する患者が発生し、各施設において搬送先医療機関が確保できない場合は又は救急搬送手段の確保が困難な場合は、県医療救護対策支部等に搬送先医療機関又は搬送手段の確保を要請し、県医療救護対策支部等は、その確

保に努めるものとする。

イ 搬送先・転院先の判断

被ばく患者の被ばく線量、汚染の程度、全身状態等によって、明らかにある程度の被ばくをしたと考えられる者に対しては、初期被ばく医療機関を経ずに、二次被ばく医療機関や三次被ばく医療機関によって対応を行うことが有効である。この場合、それぞれの医療機関の医療水準や医療資源のバランスを見ながら、県医療救護対策支部等は、適切な搬送先や転院先を判断するものとする。

ウ 三次被ばく医療機関への搬送

県医療救護対策本部は、被ばく患者の三次被ばく医療機関への搬送を必要と認めるとときは、県災害対策本部に県消防防災ヘリコプター及び自衛隊等のヘリコプター等による被ばく患者の搬送を要請するものとする。

(4) 被ばく医療機関及び搬送機関等における汚染及び被ばくの防止

被ばく患者の診療及び搬送に際して、医療関係者及び搬送関係者の二次汚染及び被ばくを防止する。また、一般の患者の不安を軽減するとともに、一般の患者等に対して、汚染及び被ばくを防止するものとする。

(5) 緊急被ばく医療の情報の共有化

被ばく医療機関及びスクリーニング会場等で得られた情報は、速やかに県医療救護対策本部を含む関係機関に伝達するとともに、県医療救護対策本部で得られた緊急被ばく医療を実践するために必要な情報は、被ばく医療機関及びスクリーニング会場等に提供するものとする。

(6) 安定ヨウ素剤の服用

ア 服用指示

国原子力災害現地対策本部長の指示により、県災害対策本部長（知事）が米子市長・境港市長に対し安定ヨウ素剤の服用を指示する。

イ 備蓄及び服用場所

- ・ 小学生以上の者が服用する錠剤

学校、一時集結所及び福祉入所施設・病院に備蓄し服用する。なお、各家庭への事前配布については、問診、処方、配布回収体制の整備ができた時点で配布を行う。

- ・ 乳幼児が服用する安定ヨウ素剤内服液調剤用のヨウ化カリウム粉末等

U P Z 圏内及びU P Z 圏直近の複数の薬局を調剤拠点及び備蓄場所として設定し調剤した乳幼児用安定ヨウ素剤内服液は、一時集結所等に米子市及び境港市職員により配達し、そこで服用することとする。